

特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

当 期 中 の 適 用 期 間	1	・ ・	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (11)、(16)又は(21)	6	円
特定適格組織再編成等の区分	2				
特定適格組織再編成等の日	3	・ ・	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)又は(36)	7	
特定適格組織再編成等に係る被合併法人等の名称	4		特定資産譲渡等損失額の損金不算入額	8	
支配関係発生日	5	・ ・	(6)+(7)		

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額	9	円	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	12	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	10		(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	13	
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9)-(10)	11		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (12)-(13)	14	

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算

特 定 引 継 資 産			特 定 保 有 資 産		
時額がある場合 時価純資産超過	時価純資産超過額 〔被合併法人等の別表十四 (五)付表「6」-「7」〕	15	時額がある場合 時価純資産超過	時価純資産超過額 〔当該法人の別表十四 (五)付表「6」-「7」〕	22
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額	16		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	23
簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 〔被合併法人等の別表十四 (五)付表「7」-「6」〕	17	簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 〔当該法人の別表十四 (五)付表「7」-「6」〕	24
	(17)のうち引継対象外未処理欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額	18		(24)のうち控除未済欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額	25
	前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(21))	19		前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(28))	26
	特定資産譲渡等損失限度額 (17)-(18)-(19)	20		特定資産譲渡等損失限度額 (24)-(25)-(26)	27
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (11)と(20)のうち少ない金額	21		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (14)と(27)のうち少ない金額	28

事業を移転しない特定適格組織再編成等が行われた場合の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算

移過額がある場合 簿価純資産超過	移転簿価資産超過額 〔当該法人の別表十四 (五)付表「7」-「6」〕	29	移過額がある場合 時価純資産超過	(31) ≤ (32) の場合	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	33	円
	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	30		(31) > (32) の場合	前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(36))	34	0
移過額がある場合 時価純資産超過	移転時価資産超過額 〔当該法人の別表十四 (五)付表「6」-「7」〕	31			特定資産譲渡等損失限度額 (31)-(32)-(34)	35	
	特例切捨欠損金額 (別表七(一)付表三「10の計」+「12」)	32			特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (14)と(35)のうち少ない金額	36	

別表十四(五) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十四（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の3第1項（法第62条の7第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法人が平成22年改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が平成22年旧法第81条の3第1項（平成22年旧法第62条の7第1項の規定により平成22年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法第62条の7第1項に規定する特定適格合併等については、「支配関係発生日5」の欄は、「特定資本関係発生日5」として記載します。